

令和4年（2022年）11月11日

工事請負契約における単品スライド条項の適用について

多摩市においては、建設資材の価格高騰を踏まえ、工事請負契約約款第25条第5項の「単品スライド条項」について、下記のとおり適用することとしました。

記

1 対象品目

(1)鋼材類

H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭、鉄鋼2次製品、ガードレール、スクラップ等、鋼材を主材料として構成されている材料

(2)燃料油

ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油

(3)その他の資材

価格上昇が明確なもの

※公共工事において使用する頻度の高い主要材料を対象とするものであり、全ての材料が対象となるわけではありません。

2 対象契約

工事請負契約（約款に単品スライド条項の規定があるもの）のうち、工期末が令和5年1月1日以降のもの

3 契約変更の条件

品目ごとの変動額【※1】が基準額【※2】を超えた場合に、スライド額の算出対象とします。

【※1】変動額は、品目ごとに算出します。ただし、適用日以前に既済部分がある場合は、当該既済部分に含まれる資材の変動額は含めません。

【※2】基準額は、対象工事金額の1%とします。ただし、適用日以前に既済部分がある場合は、当該既済部分に相当する金額を控除した額の1%とします。

4 スライド額

スライド額の算出対象となった品目の変動額の合計額から対象工事金額の0.5%相当額を控除した額とします。

5 契約変更時期等

工期末の2か月前までに請負者からの請求を受け、工期末に契約変更を行います。

一部しゅん功を行う当該しゅん功部分は、請負者は当該部分の工期の2か月前までに請求を行うこととします。

※原則請求期限は工期末の2か月前となりますが、周知期間等を考慮した緩和措置として、工期内であれば2か月前を過ぎても令和4年11月末までは請求可能とします。

※部分払の既済部分検査を令和4年12月31日までに受ける工事については、緩和措置として、既済部分検査に合格した旨の工事契約約款第37条第3項に規定する通知の書面において、対象材料の価格変動に伴って、当該工事の契約金額が不相当となるおそれがあると認めるときは、発注者又は受注者の求めに応じ、当該通知を行う書面に、発注者又は受注者は部分払いの対象となった出来形部分等についても単品スライド条項の協議の対象とすることができる旨を記載するものとします。

6 運用の詳細

- (1) 具体的な運用は、東京都の運用マニュアルに準じます。なお、東京都では局ごとに運用マニュアルが異なるため、本市の工事担当所管がどの局の積算基準に準じているかによって、準用する運用マニュアルを決定します。
- (2) 個別の案件に対する適用の相談・申請は、当該案件の工事担当所管で受け付けます。

＜問い合わせ先＞総務契約課 契約係
電話 042-338-6808 (直通)